## 労働者派遣法に基づく情報公開

平成24年10月1日施行の「労働者派遣法改正法」により、派遣元事業者(当社)は毎事業年度終了後、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣労働者に支払う賃金の差額の割合(マージン率)を公開することが義務づけられました。(法第23条第5項)

令和元年における情報提供を下記の通り公開致します。

労働者派遣に関する料金額の平均額 - 派遣労働者の賃金額の平均額
マージン率 = 労働者派遣に関する料金額の平均額

(1)派遣労働者の数	72人
(2)派遣先の数	4社
(3)派遣料金の平均額 (1日8時間あたり)	41,503円
(4)派遣労働者の賃金の平均 (1日8時間あたり)	29,868円
(5)マージン率	28.03% ※マージンには、派遣元事業者として会社負担する健康保険・厚生年金・雇用保険・労働保険の 社会保険料、事業運営費として営業担当者の人件費をはじめ会社運営に必要な費用、及び 事業主の営業利益が含まれております。
(6)待遇決定方式	労使協定方式 対象となる労働者の範囲:全労働者 待遇決定方式の終期:令和4年3月31日
(7)教育訓練に関する事項	<ul><li>・情報セキュリティ研修(1回/年)</li><li>・スキルアップの為の、ソフトウェアベンダーのカンファレンス等への参加(IT基盤系技術者)</li><li>・スキルアップの為の、資産運用及び有価証券知識習得のための外部研修 (アプリケーション系技術者)</li></ul>
(8)福利厚生に関する事項	<ul><li>・組合健康保険(関東ITソウフトウェア健康保険組合)、厚生年金、雇用保険、労働保険</li><li>・年次有給休暇、慶弔休暇、年末年始休暇、定期健康診断(1回/年)</li></ul>

令和2年4月 株式会社グロウエスアイシー